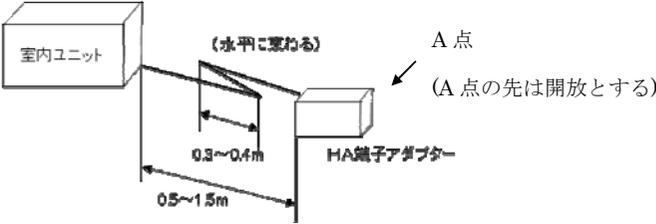


## 国際規格(CISPR14-1 第 5.1 版)と国内規格答申案との比較

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
1	1.1 第 3 段落	<p>この規格の適用範囲から除外されるものは下記である。</p> <p>— <u>無線周波数範囲における全ての妨害波の要求事項が、他の IEC 又は CISPR 規格の中に明白に規格化されている機器。</u></p> <p>注 1—例としては、下記のものがある。</p> <p>— 照明器具(子供用の携帯するものを含む)、放電ランプ及びその他の照明機器。: <u>CISPR15</u></p> <p>— オーディオ及びビデオ機器並びに電子楽器(玩具を除く)。: <u>CISPR13(7.3.5.4.2 項も参照)</u></p> <p>— 電力線搬送装置: <u>IEC61000-3-8</u></p> <p>— 加熱及び医療用に無線周波エネルギーを発生し、利用する機器。: <u>CISPR11</u></p> <p>— 電子レンジ(ただし、多機能機器については 1.3 項を参照のこと)。: <u>CISPR11</u></p> <p>— 情報技術装置、例えばホームコンピュータ、パーソナルコンピュータ、電子複写機等。: <u>CISPR22</u></p> <p>— 自動車に搭載して用いる電気機器。: <u>CISPR12</u></p> <p>— 無線操縦装置、トランシーバ及びその他の無線送信機、玩具と共に用いるものも含む。</p> <p>— アーク溶接機: <u>CISPR11</u></p>	<p>この規格の適用範囲から除外されるものは下記である。</p> <p>— <u>無線周波数範囲における全ての妨害波に関する要求事項が、国内法令において規格化されている機器。</u></p> <p>— <u>情報通信審議会答申等の中で明白に規格化されている機器。</u></p> <p>注 1: 例としては、下記のものがある。</p> <p>— 照明器具(子供用の携帯するものを含む)、放電ランプ及びその他の照明機器。: <u>電波法令、電気用品安全法令</u></p> <p>— オーディオ及びビデオ機器並びに電子楽器(玩具を除く)。: <u>電気用品安全法令、(7.3.5.4.2 項も参照)</u></p> <p>— 電力線搬送装置: <u>電波法令</u></p> <p>— 加熱及び医療用に無線周波エネルギーを発生し、利用する機器。: <u>電波法令、電気用品安全法令</u></p> <p>— 電子レンジ(ただし、多機能機器については 1.3 項を参照のこと)。: <u>電波法令、電気用品安全法令</u></p> <p>— 情報技術装置、例えばホームコンピュータ、パーソナルコンピュータ、電子複写機等。: <u>情報通信審議会答申、電気用品安全法令</u></p>	<p>国内法規にあわせて記述を変更した。</p>

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
			<p>－自動車に搭載して用いる電気機器：<u>電気通信技術審議会答申「CISPR 諸規格のうち、車両モーターボート点火エンジン駆動の装置からの妨害波の許容値及び測定法」(平成 5 年 6 月 21 日答申)</u></p> <p>－無線操縦装置、トランシーバ及びその他の無線送信機。玩具と共に用いるものも含む。</p> <p>－アーク溶接機：<u>電気用品安全法令</u></p>	
2	4.1.1 第 1 段落	妨害波の端子電圧の許容値を表 1 に示す。端子電圧は、第 5 節に従い、各端子上で基準接地面に対して測定する。	<p>妨害波の端子電圧の許容値を表 1 に示す。端子電圧は、第 5 節に従い、各端子上で基準接地面に対して測定する。</p> <p><u>なお、表 1 に示す国際規格(CISPR14-1 第 5.1 版)の許容値を 0.15MHz から 0.5MHz までの範囲について以下のように緩和する。</u></p> <p><u>(1)インバータ応用機器の電源端子については、表 1 より 24dB 高い値を許容値として適用する。なお、インバータ応用機器とは、インバータ技術によってモータ(送風機、圧縮機等)の回転数を変化させて能力を可変できる機器である。</u></p>	<p>インバータ応用機器について、500kHz 以下における妨害波の端子電圧許容値を 24dB 高くした。</p> <p>電気機器に適用される安全規格により規制される漏洩電流の許容値を守りつつ妨害波の許容値を守ることができないため。</p>

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
3	5.2.1.1 第3段落	測定結果について <u>販売の禁止や型式承認の取り消しに関する係争が生じた場合は、長さ1mの類似の導線と取り替えてもよい。</u>	測定結果について疑義が生じた場合は、長さ1mの類似の導線と取り替えてもよい。	わが国の制度に照らして、不適切な表現を修正した。
4	5.2.3 第2段落	主機器と補助機器との間の接続線がその両端において永久的に接続されており、かつ、長さが2m未満である場合は、測定を行わない。または、主機器と補助機器との間の接続線がその両端においてシールド線でそれぞれ金属ケースに固定されている場合は測定を行わない。	主機器と補助機器との間の接続線がその両端において永久的に接続されており、かつ、長さが2m未満である場合は、測定を行わない。または、主機器と補助機器との間の接続線がその両端においてシールド線でそれぞれ金属ケースに固定されている場合は測定を行わない。(付属書 ZA.2 参照)	「永久的に接続」を補足説明した。 シールド線の両端を機器の筐体に接続した場合、電位差があると機器の正常な動作に影響を及ぼす場合があるので、遮蔽効果がある場合は一方の接続でよいとする。
5	6.2.3 最終段落	プラグやソケットが大きい場合吸収クランプを通らない場合は、これらを取り除くこと。測定結果について <u>販売の禁止や型式承認の取り消しに関する係争が生じた場合は、導線は、必要な長さの類似の導線と取り換えてもよい。</u>	プラグやソケットが大きい場合吸収クランプを通らない場合は、これらを取り除くこと。測定結果について疑義が生じた場合は、導線は、必要な長さの類似の導線と取り換えてもよい。	わが国の制度に照らして、不適切な表現を修正した。
6	7.1.4 注	注：ごく一般的な定格電源電圧とは、100V,110V,115V,120V,127V,220V,230V,240V,250V である。	注：ごく一般的な定格電源電圧とは、100V,110V,115V,120V,127V, <u>200V</u> ,220V,230V,240V,250V である。	国内においては200Vは一般的な定格電源電圧なので、200Vを追加した。
7	付属書 ZA ZA.1		ZA.1.1 電気ポンプ及び電気井戸ポンプ 通常使用する液体を通して行う。 クリック率 N は、製造者が指定する最大の動作率の状態決定すること。	国際規格にないので、記述した。

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
8	付属書 ZA ZA.1		<p>ZA.1.2 電気冷房機</p> <p>室内ユニットとホームオートメーション(以下HAと呼ぶ)端子用アダプターを接続するHA端子信号線の長さが2m以下のHA端子においては、HA端子部での測定は行わず、図 ZA.1 のHA端子用アダプターのA点における雑音端子電圧を測定する。</p> <p>この場合、アダプター及び接続線は、製造者が取扱説明書等で指定したものを使用する。</p> <p>HA端子用アダプター部の雑音端子電圧測定においては接続線を0.3m~0.4mの長さで水平に束ね、機器本体と測定点との距離を0.5m~1.5mとする。</p>  <p style="text-align: center;">図 ZA.1 HA 端子の接続方法</p>	国際規格にないので、記述した。

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
9	付属書 ZA ZA.1		<p>ZA.1.3 電気こたつ類(電気こたつ、電気あんか(ふとん形を除く))</p> <p>ZA.1.3.1 置き用形のものにあつては、厚さ10mm以上の表面が平らな木台の上に下記に示す。木製のやぐらをのせ、その底面の中心に器体を置き、その周囲を厚さ約5cmの綿ふとんで覆う。            注一 図中の括弧内の数値は、定格消費電力が300Wを超えるものに適用する。</p> <p>ZA.1.3.2 切り用形のものにあつては、下記に示す木製の箱(外面に厚さが約10mmのケイ酸カルシウム保温材を張ったもの)を試験台の上に置き、この箱の上にZA.2.1.1図による木製のやぐらをのせ、木製の箱の底面の中心に器体を置き、さらに木製の箱の上面に木製の格子を置き、やぐらの周囲を厚さが約5cmの綿ふとんで覆う。            注一 図中の括弧内の数値は、定格消費電力が300Wを超えるものに適用する。</p> <p>ZA.1.3.2 切り用形のものにあつては、下記に示す木製の箱(外面に厚さが約10mmのケイ酸カルシウム保温材を張ったもの)を試験台の上に置き、この箱の上にZA.2.1.1図による木製のやぐらをのせ、木製の箱の底面の中心に器体を置き、さらに木製の箱の上面に木製の格子を置き、やぐらの周囲を厚さが約5cmの綿ふとんで覆う。            注一 図中の括弧内の数値は、定格消費電力が300Wを超えるものに適用する。</p>	国際規格にないので、記述した。

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
			<p>ZA.1.3.3 掘り用形のものにあつては、下記に示す木製の箱(外面に厚さが約10mmのケイ酸カルシウム保温材を張ったもの)を試験台の上に置き、箱の底面の中心に器体を置き、木製の箱の上にやぐらをのせて、やぐらの周囲を厚さが約5cmの綿ふとんで覆う。</p> <p>ZA.1.3.4 やぐら付き置き用形のものにあつては、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、やぐらの周囲を厚さが約5cmの綿ふとんで覆うこと。</p> <p>ZA.1.3.5 卓用形のものであつて保温カバーを有していないものにあつては、試験品を厚さが10mm以上の木台の上に置き、卓の周囲を厚さが約5cmの綿ふとんで覆う。</p> <p>ZA.1.3.6 卓用形のものであつて保温カバーを有するものにあつては、試験品の厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。</p> <p>ZA.1.3.7 ふとん形のもの以外のものにあつては、器体の周囲を約5cm厚の綿ふとんで覆う。</p>	
10	付属書 ZA ZA. 1		ZA.1.4 電気髪ごてであつて、ネット形又はフード形のものにあつては、内側に直径が約 20 cmの球形の綿ふとんを入れる。	国際規格に規定がないので追加した。

番号	該当項	国際規格	答申案	相違点概要及び理由
11	ZA.2		<p data-bbox="1039 177 1115 204">ZA.2.1</p> <p data-bbox="1039 225 1637 639">“永久的に接続”とは、補助機器用導線を使用者が容易に延長できない構造をいい、例えば導線の端末をその機器専用に加工している(丸端子、ファストン端子等の加工を含む)場合や、導線の端末に汎用性のない特殊な形状の接続器を使用し、テーブルタップ等で延長できないようにしている場合をいう。また、遮蔽に関しては、その効果が満足するのであれば、主機器と補助機器との接続線のどちらか一方で接地していればよい。</p>	<p data-bbox="1664 172 2040 236">「永久的に接続」を補足説明した。</p> <p data-bbox="1664 240 2085 416">シールド線の両端を機器の筐体に接続した場合、電位差があると機器の正常な動作に影響を及ぼす場合があるので、遮蔽効果がある場合は一方の接続でよいとする。</p>